

報道資料

令和2年1月28日
総務部法務文書課
県政情報係 橋本、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第228号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第276号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和2年1月27日
- ◎ 実施機関：地域振興部 文化資源活用課
- ◎ 対象行政文書：
 - ・平成28年12月2日付け奈良県立図書情報館と特定法人との相互協力に関する協定書
 - ・奈良県立図書情報館と特定法人との相互協力の概要
 - ・奈良県立図書情報館と特定法人との相互協力に関する協定にかかる協定締結式および記者会見次第
 - ・協定締結記念図書展示「聖徳太子の伝承と太子信仰」に係る広報資料
 - ・平成28年11月29日付け奈良県立図書情報館と特定法人との相互協力に関する報道資料
 - ・奈良県立図書情報館と特定法人との相互協力協定締結にかかる館内ポスター
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：
 - ア 個人（奈良県職員を除く。）のメールアドレス
 - イ 奈良県職員のメールアドレス
 - 不開示理由：
 - ア 上記不開示部分のア 条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
 - イ 上記不開示部分のイ 条例第7条第6号に該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

実施機関では、公共図書館と学校との枠組みを超えた相互協力により、教育連携・地域連携を図るため、平成28年12月2日に、特定法人との相互協力に関する協定（以下「本件協定」という。）を締結するとともに、本件協定の締結を記念してイベントや図書展示等を実施した。

本件行政文書は、本件協定に係る協定書、概要、協定締結式及び記者会見次第、報道資料及び関係資料等である。

2 本件決定の妥当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、平成28年11月29日付け報道資料（以下「本件報道資料」という。）に記載された特定法人学園長（以下「学園長」という。）のメールアドレスについて、条例第7条第2号に該当すると主張しているので、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとし

ている。

学園長のメールアドレスは、個人に関する情報であり特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は、奈良県立図書情報館（以下、単に「図書情報館」という。）の報道資料は、報道機関に配布されるのみならず、実施機関のホームページに掲載される等、現に公衆に知り得る状態に置かれていることから、学園長のメールアドレスは慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、不開示情報に当たらない旨主張している。

そこで、学園長のメールアドレスが記載された本件報道資料がホームページ等で公にされていたか否かについて、当審査会が、事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件協定に係る締結式及び記者会見（以下「締結式等」という。）に関する情報については、本件報道資料に記載された本件協定締結の趣旨、及び締結式等を実施する日時及び場所のみをホームページに掲載し、学園長のメールアドレスは掲載していない等実施機関又は特定法人において公にしていなかったことを確認したとのことであった。

また、学園長のメールアドレスについては、本件報道資料に記載された状態で報道機関に配布されたものであるが、この点について実施機関は、当該メールアドレスは、実施機関と報道機関との連絡用に記載したものであって、公にすることを意図したのではなく、現に報道等において学園長のメールアドレスが公にされた事実は確認されていないと説明している。

さらに、審査請求人は意見書において、ホームページ等で公にされていたとする報道資料を多数添付しているが、それらに学園長のメールアドレスは記載されていなかった。

したがって、学園長のメールアドレスは法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報でないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、学園長のメールアドレスが公にされていると推測させる特段の事情もないことから、当該メールアドレスは、条例第7条第2号ただし書に該当しないと認められる。また、学園長のメールアドレスが同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、学園長のメールアドレスは、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

(2) 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、本件報道資料に、報道機関との連絡に使用するために記載されている実施機関の職員のメールアドレス（以下「本件職員のメールアドレス」という。）について、条例第7条第6号に該当すると主張しているため、以下検討する。

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定されている。

本件職員のメールアドレスは、実施機関の職員のメールアドレスであり、実施機関において各職員に対しその職務遂行のために付与されたものである。

したがって、当該メールアドレスは、実施機関の事務又は事業に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

次に同号後段該当性について検討する。

審査請求人は、本件報道資料以外の報道資料については、図書情報館の職員のメールアドレスが記載された状態でホームページ等で公にされていることから、図書情報館職員のメールアドレスは慣行として公にされる情報に当たり、条例第7条第2号ただし書に該当する旨主張している。

これに対し、実施機関は、本件職員のメールアドレスは、公にすることにより、職員個人に対する嫌がらせ等、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨主張している。

一般に、職員のメールアドレスは、公にされた場合は、当該メールアドレスが実施機関の各職員に付与されたものであることから、職員個人に対する嫌がらせ、不当な干渉等がなされる、あるいは、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信される等の事態が想定され、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないと考えるのが相当である。しかし、審査請求人が主張するように、本件職員のメールアドレスが現に公になっている等、特別の事情が認められた場合には、公にすることにより、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは認められず、当該メールアドレスは開示しなければならないこととなる。

この点について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、実施機関においては、平成28年度以降、実施機関の業務に支障を及ぼすおそれがあるものとして、メールアドレスを報道資料等に掲載しない旨通知されていたところ、図書情報館においてその徹底が不十分であったため、図書情報館の職員のメールアドレスが記載された状態の報道資料がホームページ等で公にされているものがあったとのことである。

そうすると、実施機関のホームページ等において、本件職員のメールアドレスが記載された本件報道資料が公にされていたかが問題となるが、この点について、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、締結式等に関する情報については、本件報道資料に記載された、本件協定締結の趣旨、及び締結式等を実施する日時及び場所のみをホームページに掲載し、本件職員のメールアドレスは掲載していない等実施機関において公にしていなかったことを確認したとのことであった。

さらに、本件職員のメールアドレスについては、本件報道資料に記載された状態で報道機関に配布されたものであるが、この点について実施機関は、当該メールアドレスは、実施機関と報道機関との連

絡用に記載したものであって、公にすることを意図したものではなく、現に報道等において本件職員のメールアドレスが公にされた事実は確認されていないと説明している。

そして、審査請求人は意見書において、ホームページ等で公にされていたとする報道資料を多数添付しているが、それらに本件職員のメールアドレスが記載されていることは確認できなかった。

したがって、図書情報館の職員のメールアドレスについて慣行として公にされる情報であるとする審査請求人の主張は認められず、本件職員のメールアドレスが公にされていないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、本件職員のメールアドレスが公にされていると推測させる特段の事情も認められない。

これらのことから、本件職員のメールアドレスが公にされた場合、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

したがって本件職員のメールアドレスは、条例第7条第6号の不開示情報に該当すると認められる。

(4) まとめ

以上のことから、学園長のメールアドレスは条例第7条第2号に、本件職員のメールアドレスは、条例第7条第6号に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成28年12月4日		
② 決定	平成28年12月16日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成29年3月12日		
④ 諮問	平成29年4月11日		
⑤ 経過	令和元年9月27日	第234回審査会	審議
	令和元年10月25日	第235回審査会	審議
	令和元年11月29日	第236回審査会	審議
	令和元年12月25日	第237回審査会	審議